

令和5年度（一社）全国地質調査業協会連合会（全地連）・
（一社）関東地質調査業協会との意見交換会

日 時：令和5年12月 6日（水）16：00～17：30
場 所：THE MARK GRAND HOTEL 4F(THE MARK ROOM)

議 事 次 第

司 会：関東地方整備局 企画部
高森技術開発調整官

1. 開 会 . . . 16:00
2. 挨 拶 . . . 16:00～16:10
 - (1) 関東地方整備局 局長
 - (2) （一社）関東地質調査業協会会長
3. 情報提供 . . . 16:10～16:25
 - (1) 関東地方整備局の取り組みについて 技術管理課長
 - (2) 全地連および関東協会からの活動状況 全地連 須見専務理事
関東協会 藤本副会長
4. 意見・要望 . . . 16:25～17:10
 - (1) 地質調査業務の安定的な発注量の確保について
 - (2) 地質調査業の働き方改革と生産性向上への取り組みについて
 - (3) BIM/CIM 推進における地質調査業の役割強化について
 - (4) 地質リスク調査検討業務の建設事業各段階での発注について
 - (5) 現場条件に見合った仮設等の適切な費用計上について
 - (6) 高品質な分析・解析結果の提出について
 - (7) 最低制限価格の引き上げ・新規工種の設計変更について
5. 質疑応答 . . . 17:10～17:20
6. 閉 会 . . . 17:20～17:30
 - (1) （一社）全国地質調査業協会連合会 会長
 - (2) 関東地方整備局 副局長

配付資料一覧

1) 一般社団法人 全国地質調査業協会連合会 及び 一般社団法人 関東地質調査業協会
配布資料

・ 全地連および関東協会からの活動状況

(一社) 全国地質調査業協会連合会の活動状況報告

協会資料－1

(一社) 関東地質調査業協会の事業活動報告

協会資料－2

・ 関東地方整備局との意見交換会提案議題

協会資料－3

(別冊 参考資料)

1) 新たな時代の地質調査業 アクションプラン 2023 ～社会に寄りそう地質調査業～

(一社) 全国地質調査業協会連合会

2) 技術ニュース 93 (一社) 関東地質調査業協会

2) 関東地方整備局 配布資料

・ 関東地方整備局の取り組みについて

資料－1

・ 関東地方整備局 回答

資料－2

(参考資料あり)

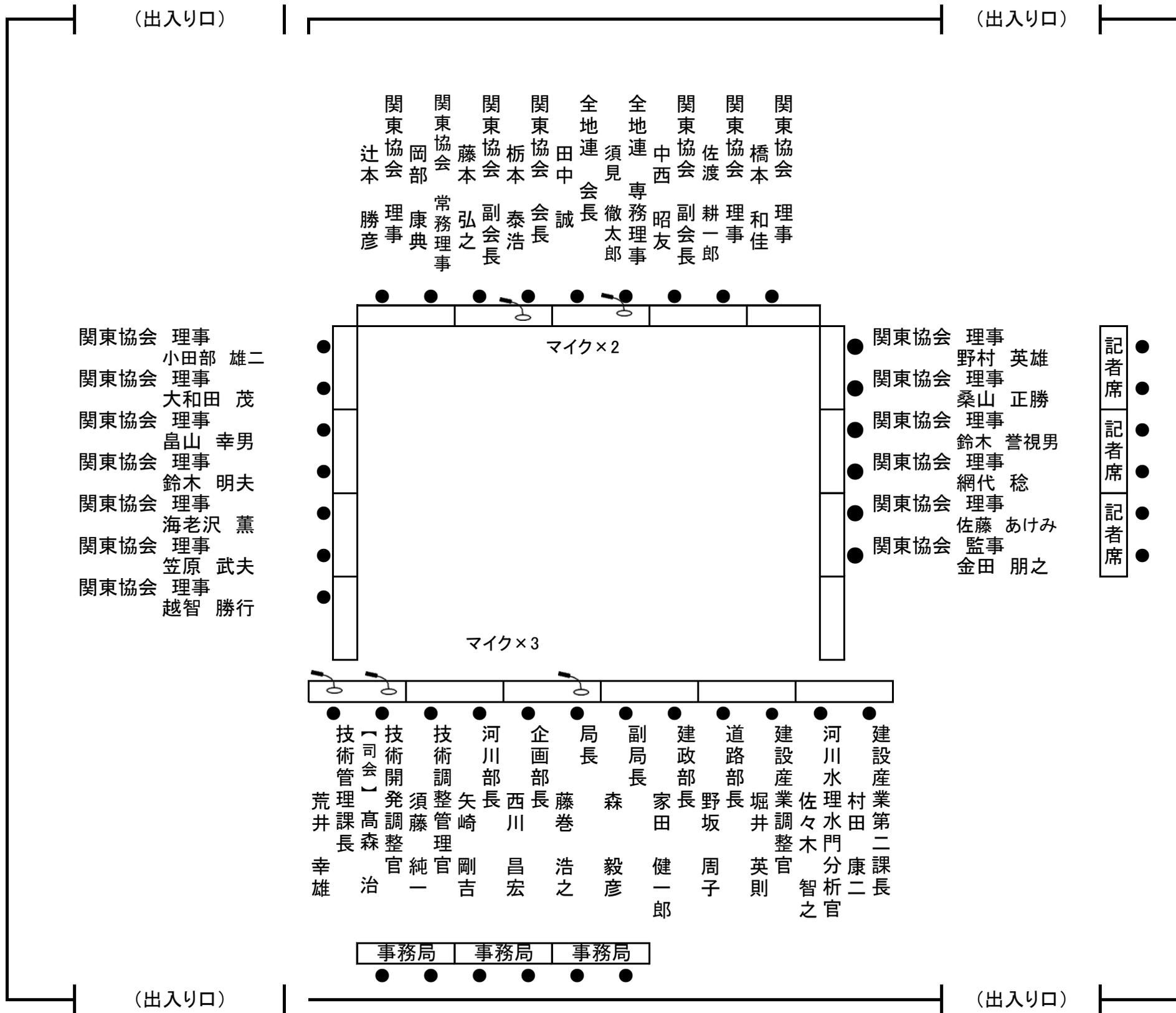
**(一社) 全国地質調査業協会連合会 (全地連) ・
(一社) 関東地質調査業協会との意見交換会 出席者**

令和5年12月6日

■一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		■関東地方整備局	
会 長	たなか まこと 田中 誠	局 長	ふじまき ひろゆき 藤巻 浩之
専務理事	すみ てつたろう 須見 徹太郎	副 局 長	もり たけひこ 森 毅彦
■一般社団法人 関東地質調査業協会		企画部長	にしかわ まさひろ 西川 昌宏
会 長	とち もと やすひろ 栃本 泰浩	建政部長	いえだ けんいちろう 家田 健一郎
副 会 長	ふじもと ひろゆき 藤本 弘之	河川部長	やざき ごうきち 矢崎 剛吉
副 会 長	なかにし あきとも 中西 昭友	道路部長	のぎか しゅうこ 野坂 周子
常務理事・事務局長	おかべ やすのり 岡部 康典	企画部 技術調整管理官	すとう じゅんいち 須藤 純一
理事・総務厚生委員長	くわやま まさかつ 桑山 正勝	企画部 技術開発調整官	たかもり おさむ 高森 治
理事・経営倫理委員長	はたけやま ゆきお 畠山 幸男	建政部 建設産業調整官	ほりい ひでのり 堀井 英則
理事・経営倫理副委員長	すずき あきお 鈴木 明夫	河川部 水理水門分析官	ささき ともゆき 佐々木 智之
理事・技術委員長	さど こういちろう 佐渡 耕一郎	企画部 技術管理課長	あらい ゆきお 荒井 幸雄
理事・技術副委員長	はしもと かずよし 橋本 和佳	建政部 建設産業第二課長	むらた こうじ 村田 康二
理事・技術副委員長	のむら ひでお 野村 英雄		
理事・広報委員長	つじもと かつひこ 辻本 勝彦		
理事・広報副委員長	おたべ ゆうじ 小田部 雄二		
理事・広報副委員長	おおわだ しげる 大和田 茂		
理事・茨城県支部長	えびさわ かおる 海老沢 薫		
理事・栃木県支部長	かきはら たけお 笠原 武夫		
理事・埼玉県支部長	おち かつゆき 越智 勝行		
理事・千葉県支部長	すずき よしお 鈴木 誉視男		
理事・東京都支部長	あじろ みのる 網代 稔		
理事・神奈川県支部長	さとう あけみ 佐藤 あけみ		
監事	かねだ ともゆき 金田 朋之		

令和5年度(一社)全国地質調査業協会連合会(全地連)・(一社)関東地質調査業協会との意見交換会 配席区

令和5年12月6日(水)16:00~17:30 於:THE MARK GRAND HOTEL 4F (THE MARK ROOM)



関東地方整備局の取組について

令和5年12月6日

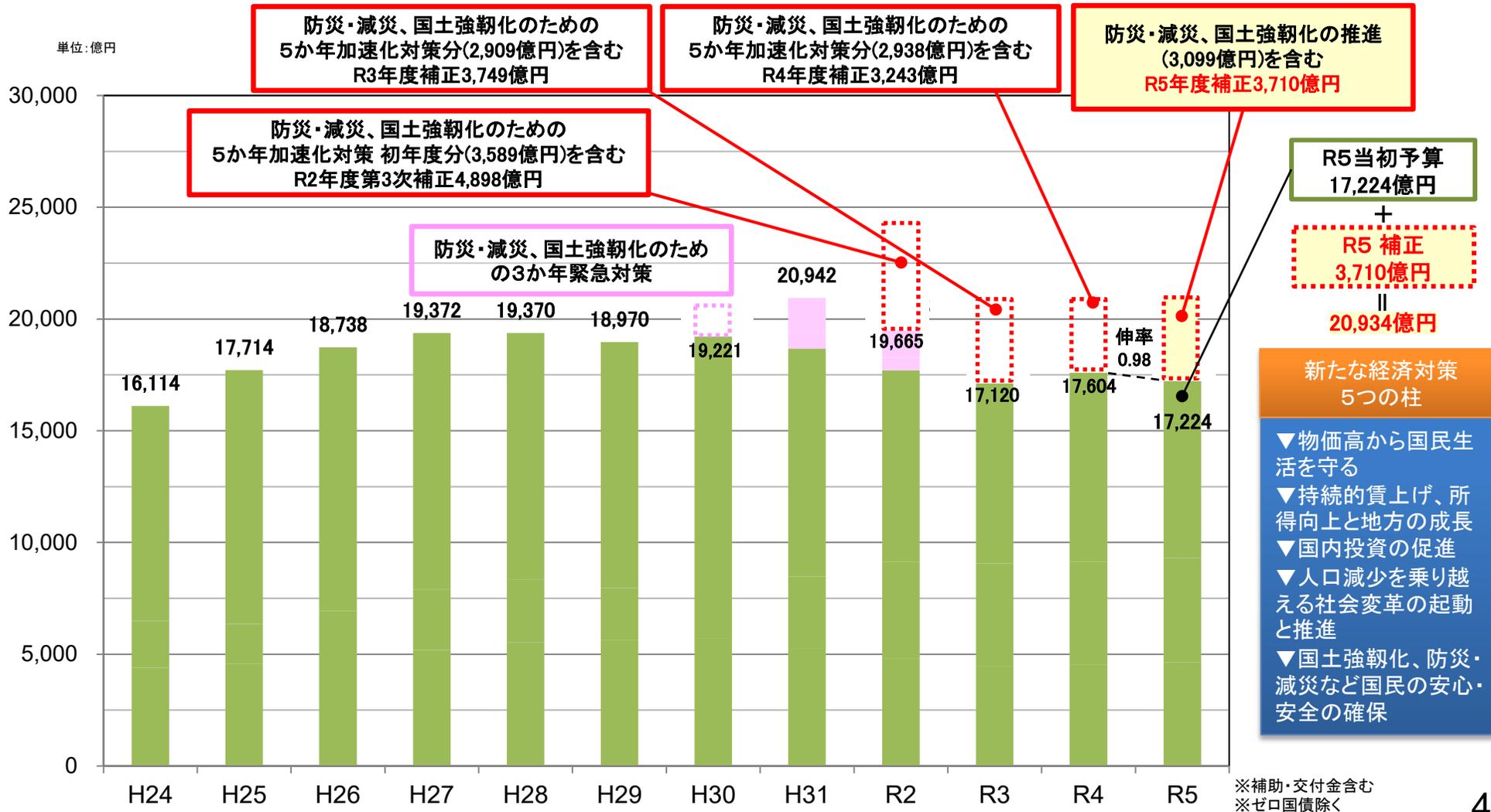


国土交通省 関東地方整備局

1. 令和5年度 予算の概要
2. 令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針
「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」(令和5年度版)(主な新規・変更点)
3. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する指標の目標値について
4. 見積りによる歩掛の決定方法について
5. 設計業務委託等技術者単価の改訂について
6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について
7. 地質調査業務「遠隔臨場」の試行について
8. 宅地造成及び特定盛土等規制法
9. 首都圏広域地方計画について

1. 令和5年度 予算の概要

- 令和5年度当初予算は、1兆7,224億円(対前年度比0.98)
 - 令和5年度補正予算は、防災・減災、国土強靱化の推進(3,099億円)を含め、3,710億円。
 - このほか、公共事業の効率的な執行のため、いわゆる「ゼロ国債」(当該年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能)として、62億円。
- ※防災・減災、国土強靱化の推進には、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応分を含む。

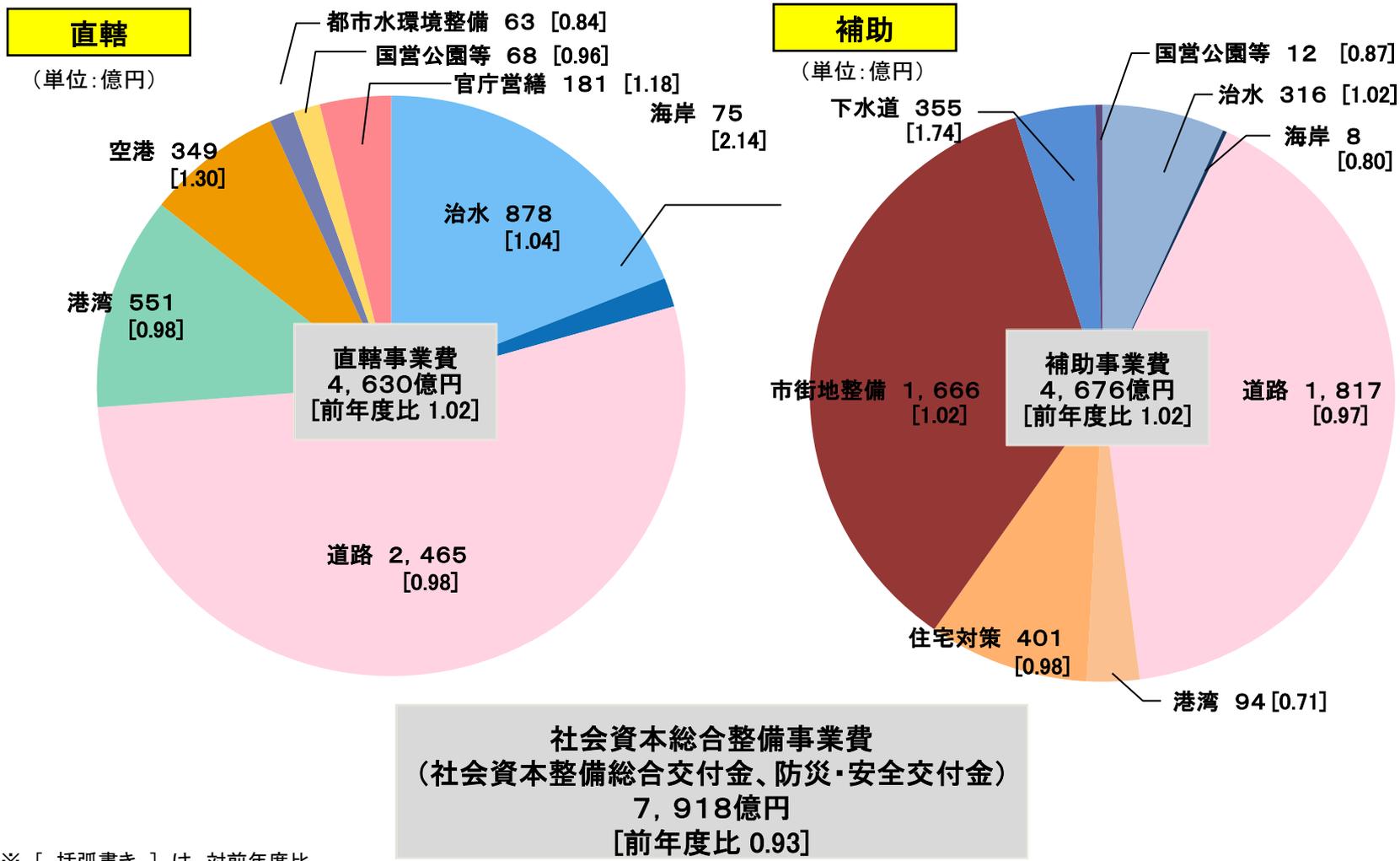


新たな経済対策 5つの柱

- ▼物価高から国民生活を守る
- ▼持続的賃上げ、所得向上と地方の成長
- ▼国内投資の促進
- ▼人口減少を乗り越える社会変革の起動と推進
- ▼国土強靱化、防災・減災など国民の安心・安全の確保

※補助・交付金含む
※ゼロ国債除く

○令和5年度の当初予算は1兆7,224億円(前年度比0.98)。



※ [括弧書き] は、対前年度比
 ※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2. 令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針

「建設コンサルタント業務等における
入札・契約、総合評価に関する
運用ガイドライン」(令和5年度版)
(主な新規・変更点)



令和 5 年 7 月 26 日

国土交通省関東地方整備局

企画部

「総合評価落札方式の適用ガイドライン」の改定について

～令和 5 年 8 月 1 日以降に公告（公示）となる案件から適用します～

関東地方整備局における「工事」「業務」の「総合評価落札方式の適用ガイドライン（令和 5 年度版）」及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」を改定します

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）は、令和 5 年 2 月 28 日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和 5 年度 入札・契約、総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、令和 5 年 8 月 1 日以降に公告（公示）となる案件から適用します。
主な改定の概要は別紙のとおりです。

なお、「ガイドライン」の本編及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」は関東地方整備局 HP に掲載しています。

【工事】

掲載場所：関東地整 HP > 技術情報 > 工事関係 > 総合評価落札方式

【業務】

掲載場所：関東地整 HP > 技術情報 > 建設コンサルタント業務関係 > 関東地方整備局建設
コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会
<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1375

技術調査課 建設専門官 竹歳 健治 【工事】（内線：3257）

技術管理課 課長補佐 関 幸伸 【業務】（内線：3313）

概要と見直し及び改定の内容

1. 概要

令和5年度の「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」は、令和5年2月28日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和5年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和5年8月1日以降に公示する案件から適用します。

2. 令和5年度見直し及び改定の内容

- ▶ 令和5年2月28日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。
- ▶ 令和5年3月の「建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」一部改定を踏まえ、必要な見直しを反映しました。

(参考)

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 建設コンサルタント業務関係 > 関東地方整備局建設
コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000088.html>

変更内容	分類	適用時期																																																																																						
<p>○若手技術者の活用を評価</p> <p>・若手技術者と若手技術者以外の業務経験（同種・類似業務の実績）に差がなく、若手技術者の業務成績評点は、若手技術者以外と比較する業務実績の件数が少ないため、管理(主任)技術者の「成績・表彰」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り</p> <p>・企業は通常どおりの配点割合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">指名基準</th> <th colspan="2">技術点基準</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>試行</th> <th>通常</th> <th>試行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">【企業の評価】</td> </tr> <tr> <td>資格・実績</td> <td>15</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>成績・表彰</td> <td>35</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>50</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">【管理(主任)技術者の評価】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資格・実績</td> <td>技術者資格</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>CPDの取得状況</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>同種・類似業務の実績</td> <td>10(5)</td> <td>5(3)</td> <td>13(7)</td> <td>7(4)</td> </tr> <tr> <td>若手技術者</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成績・表彰</td> <td>業務成績評点</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>優良業務表彰等</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>実施方針・実施フロー・工程計画・その他</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(例: 土木コンサル業務、地質調査業務)</p>	評価項目	指名基準		技術点基準		通常	試行	通常	試行	【企業の評価】					資格・実績	15	15			成績・表彰	35	35			小計	50	50			【管理(主任)技術者の評価】					資格・実績	技術者資格	4	4	6	6	CPDの取得状況	1	1	1	1	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)	若手技術者		5		6	小計	15	15	20	20	成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25	優良業務表彰等	5	5	5	5	小計	35	35	30	30	実施方針・実施フロー・工程計画・その他			50	50	合計	100	100	100	100	見直し	R5.8.1 以降の公示案件
評価項目		指名基準		技術点基準																																																																																				
	通常	試行	通常	試行																																																																																				
【企業の評価】																																																																																								
資格・実績	15	15																																																																																						
成績・表彰	35	35																																																																																						
小計	50	50																																																																																						
【管理(主任)技術者の評価】																																																																																								
資格・実績	技術者資格	4	4	6	6																																																																																			
	CPDの取得状況	1	1	1	1																																																																																			
	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)																																																																																			
	若手技術者		5		6																																																																																			
小計	15	15	20	20																																																																																				
成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25																																																																																			
	優良業務表彰等	5	5	5	5																																																																																			
小計	35	35	30	30																																																																																				
実施方針・実施フロー・工程計画・その他			50	50																																																																																				
合計	100	100	100	100																																																																																				

変更内容	分類	適用時期																					
<p>○発注者支援業務等の評価見直し</p> <p>・他の総合評価においても、すべての業務で管理技術者のCPD加点評価を実施しているため、発注者支援業務等の市場化テストも終了し、品質確保の観点から、継続教育を行い技術の研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">業務分野別の評価基準</th> <th rowspan="2">総合評価 (標準型)</th> </tr> <tr> <th>工事監督支援</th> <th>積算技術</th> <th>技術審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資格要件</td> <td> ①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 </td> <td> ①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 </td> <td> ①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> ①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2 </td> </tr> <tr> <td> ①-電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td> ①-電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td> ①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> </tr> <tr> <td>管理技術者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">継続教育取組実績 CPDの取得状況</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)	工事監督支援	積算技術	技術審査	資格要件	①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士	①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士	①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2	①-電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①-電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	管理技術者	継続教育取組実績 CPDの取得状況			1	見直し	R5.8.1 以降の公示案件
評価項目		業務分野別の評価基準				総合評価 (標準型)																	
	工事監督支援	積算技術	技術審査																				
資格要件	①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士	①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士	①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2																			
	①-電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①-電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①-技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)																				
管理技術者	継続教育取組実績 CPDの取得状況			1																			
		9																					

(参考) 令和5年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【業務】

変更内容

分類

適用時期

○組合せ評価(国交省登録資格)

・国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、**RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ評価の対象とする。**

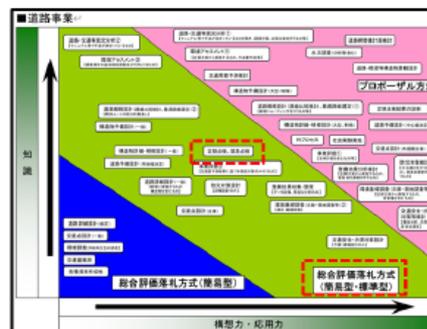
＜R5 試行における 業務： 橋梁点検業務において、技術士+橋梁点検士 橋梁(鋼橋)による加点を実施する業務

「担当技術者」 方式： 総合評価落札方式

※橋梁点検業務の橋梁点検士 施設分野(橋梁(鋼橋))業務(点検)とした事例としているが、業務内容に応じ、「資格が対象とする区分」を決定

配点順 1) の例> 技術者： **担当技術者(技術士+橋梁点検士)**

R4.8 関東地整 運用ガイドライン (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)	R5試行
(資格)	(配点順)
○ 国土交通省登録技術者資格	1) ○+①
担当:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)	2) ①
ガイドラインに下記の資格を追加し、配点を見直し	3) ○+②
① 技術士	4) ○又は②
② RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)	



新規
(試行)

R5.4.1
以降の公示案件

3. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注 関係事務に関する指標の目標値について

令和 5 年 10 月 18 日
国土交通省関東地方整備局
企画部

品確法の改正を踏まえた公共工事等の発注関係事務に関する

「全国統一指標」、「関東ブロック独自指標」のフォローアップについて

～令和 4 年度調査結果を公表します～

関東ブロック発注者協議会にて令和 4 年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

将来にわたる公共工事等の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和 2 年 1 月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市区町村を含む全ての公共工事等の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。改正品確法の理念を実現するため、令和 2 年 5 月に新たな全国統一指標、関東ブロック独自指標を設定し、令和 2 年 1 2 月に目標値を定めました。

今回、関東ブロック発注者協議会にて令和 4 年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

今後とも、発注者が一丸となって公共工事等の品質確保、働き方改革に取り組んでまいります。

各発注機関の令和 4 年度調査結果については、関東地方整備局 HP に掲載しています。

掲載場所：関東地整 HP > 技術情報 > 関係機関の連携 > 関東ブロック発注者協議会
> 品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一指標、地域独自指標調査

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html>

< 発表記者クラブ > 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

< 問い合わせ先 >

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1375

技術調査課 建設専門官 竹嶋 健治 【工事】（内線：3257）

技術管理課 課長補佐 関 幸伸 【業務】（内線：3313）

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 新・全国统一指標、地域独自指標の一覧(業務)

全国统一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

全国統一指標、関東ブロック独自指標 令和4年度調査結果概要（業務）

指標		R1 基準値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
全国統一指標	地域平準化率 (履行期限の分散)	0.51	0.48	0.49	0.48	0.50以下	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度実績値は0.48で前年から若干改善した。 ・R2年度より3年連続で目標を満足している。
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	0.77 (R1実績値) 0.75 (H30基準値)	0.86	0.95	0.95	1.00	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度実績値は0.95で前年と横ばい。
関東ブロック 独自指標	ウィークリースタンスの実施 (履行状況の確認)	23/56	23/56	25/56	31/56	全機関a	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度は25機関から31機関に取組機関が増加。(6機関増)

項目と指標分類(業務)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象：100万円以上の業務 稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）	(第4四半期[1~3月]に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数)	測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務：業務実績情報システム(テクリス)および農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス(AGRIS)に登録されたデータを活用 営繕業務：公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータを活用
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 対象：契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務数)	H30~R2まで 発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査データ(本省実施)を活用 R3~ アンケート調査
ウィークリースタンスの実施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか	a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備し、かつ、取り組みを実施 b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備していないが、取り組みを実施 c：実施していない (※1 他団体の指針等を適用している場合を含む)	アンケート調査

全国統一指標・関東ブロック独自指標 令和4年度調査結果概要（業務）

業務	全国統一指標											関東ブロック独自指標				
	地域平準化率					低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						ウィークリースタンスの実施				
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)
関東ブロック	0.51	0.48	0.49	0.48	0.50以下	0.75	0.77	0.86	0.95	0.95	1.00	23/56	23/56	25/56	31/56	全機関a
茨城県域	0.44	0.43	0.43	0.48	0.40	0.95	1.00	0.99	0.99	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
栃木県域	0.39	0.37	0.37	0.40	0.40	0.93	0.89	0.97	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a（取組を推進する）
群馬県域	0.40	0.41	0.44	0.45	0.40	未集計	0.92	0.99	0.98	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a（ただし災害を除く）
埼玉県域	0.51	0.45	0.48	0.47	0.50	0.98	1.00	0.92	1.00	1.00	1.00	1/2	1/2	2/2	2/2	a
千葉県域	0.51	0.48	0.49	0.47	0.50	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	2/2	2/2	2/2	2/2	a（受注者へ浸透を図る）
東京都域	0.59	0.56	0.53	0.54	0.50	0.00	0.00	0.00	0.02	0.06	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
神奈川県域	0.62	0.61	0.60	0.59	0.50	0.97	0.90	0.91	0.97	0.97	1.00	3/4	3/4	3/4	4/4	a
山梨県域	0.51	0.49	0.48	0.47	0.50	0.02	0.01	0.95	0.95	0.96	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
長野県域	0.35	0.32	0.38	0.34	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a

注) 関東ブロックは、都県域に加え国・特殊法人等も対象。

(ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県・政令市が対象)

業務の指標に係る都県域は、当該都県・政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】

基準値・実績値：aの機関数／対象機関数

a: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施

b: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施

c: 実施していない

4. 見積りによる歩掛の決定方法について

作成担当所属名	企画部技術管理課基準第二係
作成時期	令和5（2023）年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和10（2027）年度末

国関整技管第67号
令和5年8月1日

局内関係各課長 様
各事務（管理）所長・センター長 様

企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官

「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積取得して歩掛を決定した場合の情報開示について」の一部改定について（通知）

建設コンサルタント業務等（補償コンサルタント業務及び建築関係コンサルタント業務を除く）の入札・契約手続きに関する事項について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、平成21年8月11日付け国関整技管第75号「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積取得して歩掛を決定した場合の情報開示について（通知）」については廃止する。

記

1. 適用

令和5年8月1日以降に入札・契約手続き運営委員会に諮る設計業務等に適用する。
なお、設計業務等とは、測量業務、地質調査業務、設計業務、及び調査・計画業務をいう。

2. 入札・契約方式の選定について

入札・契約方式の選定については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（手続き時点での最新版）に基づき選定すること。

3. 見積りによる歩掛の決定方法について

予定価格の算出にあたって、見積りを取得して歩掛を決定するときは、別紙-1により実施することとする。

4. 見積りを取得して歩掛を決定した場合の情報開示について

見積りを取得して予定価格算出のための歩掛を決定した場合は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するため、作成した歩掛を入札参加者に開示することとする。

開示する方法は、「電子入札システム（ダウンロードシステム）」によることとし、紙入札による場合など、やむを得ない場合に限りメールまたは郵送等で行うことができるものとする。ただし、メールまたは郵送等で行う場合であっても、送付する全ての資料に、送付先の企業名・担当者名など入札参加者名が特定できる内容を記載しないこととする。

開示する時期は入札予定日の5日前までに行うこととする。なお、見積りを取得して歩掛を決定する業務については、入札説明書に下記のとおり記載することとする。

【入札説明書記載例】

○.その他の留意事項

本業務は歩掛を作成するために見積り取得を行う業務である。見積り提出の依頼は入札参加者に対して、令和○年○月○日以降に電子入札システムで行う。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。また、見積りを取得して作成した歩掛を入札日の前日から起算して5日以前に入札参加者に電子入札システムにより参考資料として開示する。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。

見積りによる歩掛の決定方法について

設計業務等標準積算基準書に定めのない内容について、見積りを取得して予定価格を算出する場合の見積りの取得方法及び歩掛の決定方法は下記のとおりとする。

記

1. 見積りの取得方法

見積りを取得するときは、原則として事務所長名で見積依頼を行うこととする。

(1) 発注時

- ・指名競争入札については、原則として指名選定業者全社から見積りを取得することとする。
- ・一般競争入札については、原則として入札参加者全社から見積りを取得することとする。

(2) 変更契約時

- ・契約業者から見積りを取得することとする。

2. 取得した見積りによる歩掛の決定方法（参考-1）

取得した見積りは、適用する労務単価（設計業務委託等技術者単価）等に置き換え、各社毎の合計額に対し、異常値を除いた価格の直近下位の者の見積りを採用する。

※異常値は、見積合計額の平均値±30%の範囲を標準とする。

5. 設計業務委託等技術者単価の改定について

設計業務委託等技術者単価の改定

2. 令和5年度技術者単価の概要

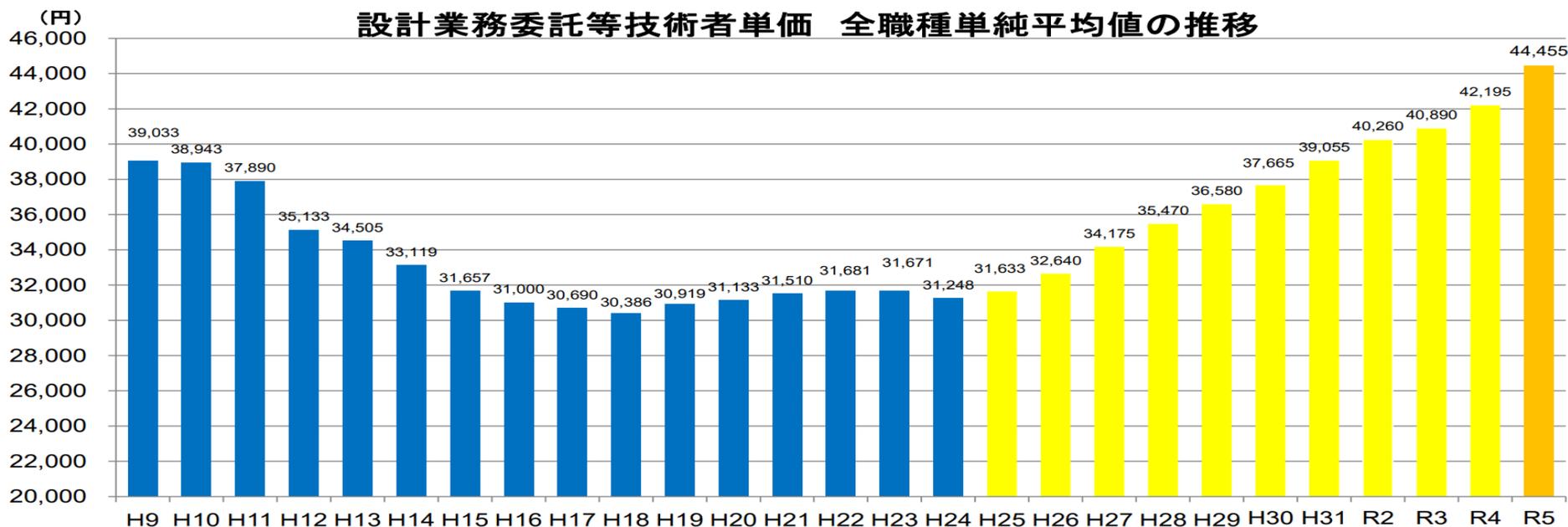
- 今回の決定により、全職種単純平均で対前年度比5.4%引き上げられることとなります。
- 11年連続の引き上げにより、全職種単純平均値が44,455円となり、公表を開始した平成9年度以降で最高値を更新しました。

【全職種平均】 44,455円 対前年度比+5.4% (H24比+40.4%)

表-1 全職種平均前年比の伸び率

H25	+1.2%	H30	+3.0%
H26	+3.2%	H31	+3.7%
H27	+4.7%	R2	+3.1%
H28	+3.8%	R3	+1.6%
H29	+3.1%	R4	+3.2%
		H24比	+40.4%

(内訳)		対前年度比	(H24比)
設計業務	平均 53,671円	+7.1%	(+37.8%)
測量業務	平均 37,700円	+5.2%	(+63.1%)
航空・船舶関係業務	平均 40,580円	+1.5%	(+33.3%)
地質調査業務	平均 40,667円	+6.9%	(+46.4%)



6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業を 評価する取組について

作成担当所属名	企画部技術調査課
作成時期	令和5(2023)年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和10(2028)年度末

国関整技調第18号

国関整技評第35号

令和5年8月31日

各部長・統括防災官及び
各事務（管理）所長・センター長 様

企 画 部 長
営 繕 部 長

直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について

標記について、令和5年8月24日付け国官技第171号、国営管第254号及び国営計第84号で大臣官房技術調査課長、官庁営繕部管理課長及び官庁営繕部計画課長から通知がありましたので別添のとおり周知します。なお、関東地方整備局における評価及び入札説明書の記載例等については、別途通知します。

大臣官房官庁営繕部	各課	長	殿
各地方整備局	企画部長	殿	
	営繕部長	殿	
北海道開発局	事業振興部長	殿	
	営繕部長	殿	

大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について

国土交通省においては、平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、一般土木工事 A 等級及び建築工事 A 等級の工事を対象に、段階的選抜方を適用する総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を加点評価する取組(以下、「本取組」という)を実施してきたところである。

今般、更なる取り組み拡大のため、本取組の対象を総合評価落札方式の一般土木工事 A 等級・B 等級、及び建築工事 A 等級・B 等級の工事、並びに技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約の発注に拡大することとし、令和 6 年 1 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する案件から、遺漏無きよう措置されたい。

また、今後、本取組を全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に速やかに拡大することとし、その開始時期は追って通知する。

なお、本取扱いについては、今後の政府全体の取組状況を踏まえ、必要に応じて変更する場合がありますので申し添える。また、「直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について」(令和 4 年 6 月 9 日付け国官技第 58 号一 2、国営管第 87 号一 2、国営繕計第 49 号一 2)については廃止する。

(1) 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級
 建築工事A等級・B等級
 技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

(2) 配点例

	評価基準	配点
企業の能力等	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点
その他		

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

(3) 認定等の確認方法

- ・ 提案書を求める際、様式例又は様式例一2により、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を提出させる。
- ・ 認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しを添付させ、これにより確認する。（外国人法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式例ー2を使用する。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼし認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしております、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナえるぼし認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライえるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- ユースエール認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

7. 働き方改革及び生産性向上の取組について

関東地方整備局における地質調査業務の遠隔臨場の試行

■適用

令和5年1月1日以降に入札契約手続きを開始する地質調査で遠隔臨場の効果が期待できる業務(※)を事務所長が発注者指定。

※地質調査箇所が事務所から遠く検尺までの長時間の移動時間を要する場合、地質調査箇所が多く検尺の日数が多い場合等遠隔臨場の効果が期待できる業務を事務所長が発注者指定。

■費用

契約後に受注者の見積により計上。

地質調査業務においては、ボーリング掘進長(出来高)を確認するため、監督職員が立会し検尺を実施。

従前の方法(現地立会)

ボーリングの予定深度の掘進の完了予定目処が立った段階で、監督職員と日程調整し、監督職員が現地で立会

監督職員の現場立会による検尺



遠隔臨場の方法(リモート立会)

・ボーリングの予定深度の掘進の完了予定目処が立った段階で、監督職員と日程調整し、監督職員と遠隔臨場にてリモートで立会
・ボーリング位置確認、日々の作業・調査状況報告、悪天候前の安全対策、調査完了時の現場清掃状況等を監督職員の報告など幅広く活用

現場での受注者による検尺の撮影



執務室での監督職員による確認



〈遠隔臨場の効果〉

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会が実施可能
- ・受注者は、待ち時間等が無くなり効率的に立会が実施可能

在宅勤務でも立会可能なことから働き方改革にも寄与し、移動時間や待ち時間の削減により生産性向上に寄与。

※遠隔臨場の配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「web会議システム(teams, zoom等)」などを利用
※動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影またはカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。

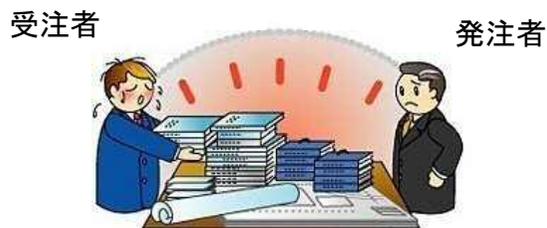
情報共有システム(ASP)、オンライン電子納品について

■ 成果品(報告書等)納品の流れ

- 電子納品が始まる前は、紙ベースの報告書、図面を成果品として納品しており、過去の成果品で書庫は埋まっていた。受注者に関連業務、工事の成果品を貸与する場合、事務所に来所又は郵送により貸与しており、時間と労力がかかっていた。
- **紙ベースの成果品(報告書、図面等)がCD-R等による電子納品となり、今後はASPを活用したオンライン電子納品となります。**
- **また、情報共有システム(ASP)は工事では活用していますが、業務でも活用することとなります。**
これにより、書類作成や決裁処理の迅速化、大容量データの共有、オンラインによる成果品の納品が可能となり、業務効率化が図られる。受発注者双方とも、電子納品保管管理システムから必要な成果品を検索・データ入手が可能となり、業務効率化が図られる。

<紙媒体>

～ R16.3 まで(一部業務を除く)



【発注者】

- ・ 必要な資料の検索に苦慮
- ・ 成果品保管場所の確保に苦慮
- ・ 成果品の汚損、破損に注意が必要

【受注者】

- ・ 成果品を印刷 ⇒ ファイリングに苦慮
- ・ 業務検査時に必要な資料の検索に苦慮
- ・ 関連業務、工事の成果品の借用に苦慮
(関連する成果品のキングファイルが何十冊となるケースも大いにある。)

<電子(CD-R、DVD等)媒体>

R16.4～全ての業務



【発注者】

- ・ 必要な成果品の検索に苦慮
- ・ 電子媒体となるため、保管は容易

【受注者】

- ・ 成果品の電子媒体を準備
- ・ 電子媒体へ成果品をコピーするのに苦慮(容量が大きいもの等)
- ・ 電子媒体となるため、関連する成果品の借用が容易

<オンライン電子納品>

R5.4.1～全ての業務



【発注者】

- ・ 成果品の紛失等の恐れがなく、クラウド上で、成果品を検索可能

【受注者】

- ・ 成果品をASPに登録することで、納品となるため、電子媒体の準備や書き込み等が不要
- ・ 関連業務の成果品を発注者へ依頼することで、過年度の成果等閲覧可能

(生産性向上、業務効率化)

業務における情報共有システム(ASP)の活用

1. 適用

令和5年4月1日以降に契約するすべての業務
(測量、地質調査、設計業務等(発注者支援業務を含む)を対象)

2. 目的

受発注者双方の業務環境の改善による生産性向上を図ることを目的。

3. メリット

- ・資料等のやりとりがメールでなく、ASPのクラウド上で関係者にて共有ができる。そのため誤送信の防止に繋がる。
- ・大容量の資料も容易に送付でき関係者にて共有可能。
- ・工事監督支援業務、調査設計資料作成業務は、毎月2回の打ち合わせと業務報告書の提出があり提出書類が多いことから、これらがASPにてやりとりができ有効。
- ・電子成果品は、現在CD-R等を事務所から関東技術へ送付しているが、今後はASPを活用したオンライン電子納品となる。

4. 情報共有システム(ASP)の積算方法

- ①受注者は本業務で使用する情報共有システムを選定し、本業務の契約後速やかに、調査職員と協議し承諾を得なければならない。
- ②情報共有システムに係る費用は設計変更の対象とし、情報共有システムへの登録料及び使用料とする。

情報共有システム(ASP)に係る費用の新調査設計積算システムへの入力について、新調査設計積算システムでは、システムが未対応。「設計業務」において計上する場合は、一般管理費等の対象外として設定できません。そのためシステムへ入力する金額については[別添4]を参考に算出し、一般管理費等の経費率分を考慮した費用(税抜)を入力すること。

■ 情報共有システム (ASP) 概念図



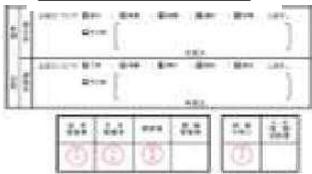
発注者



受注者

■ 機能例

決裁処理機能



Webを介して決裁を行うことで、対面回数の削減、決裁状況の見える化、ワンデーレスポンスの効率化

掲示板機能



質疑事項の回答と決定、変更箇所などの過程を記録でき、状況確認を行いながら業務の履行が可能

スケジュール管理機能



検尺の立ち合いや打合せなど、複数業務のスケジュールを管理でき、日程調整などの効率化

3Dビュー機能



BIM/CIMデータをweb上で表示しながら打合せを実施。変更事項を適宜反映可能

書類管理機能



大容量データの共有や、変更履歴の管理を行うことにより、業務履行を効率化

業務におけるオンライン電子納品の運用開始

1. 適用

令和5年4月1日以降に完了する情報共有システムを利用する全ての業務

※電子納品を求めないものを除く

※オンラインによる納品を原則とし、オンラインによることができない場合は、電子媒体に格納して納品する。

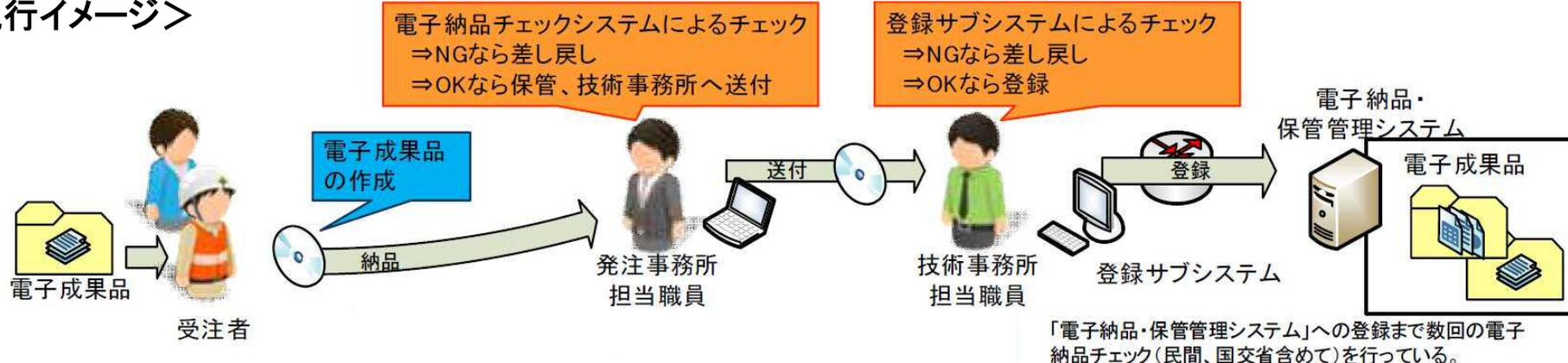
2. 目的

受発注者双方の業務効率化、生産性向上を図ることが目的

3. メリット

- ・電子媒体(CD-R)への格納や郵送等の作業削減
- ・電子成果品の確実な納品(電子納品・保管管理システムへの自動登録)

<現行イメージ>



オンライン化

<オンライン電子納品イメージ>



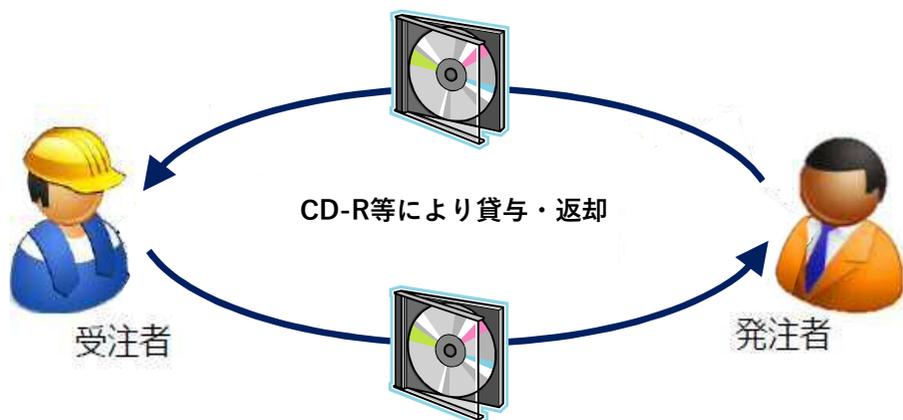
【参考】オンライン電子納品されたデータの利活用

【貸与資料ダウンロードシステム】

オンラインで納品された業務、工事の成果品について、発注者が受注者にID・パスワードを発行することで、受注者が検索・ダウンロードすることができるシステム（詳細については、別途通知予定）

Before

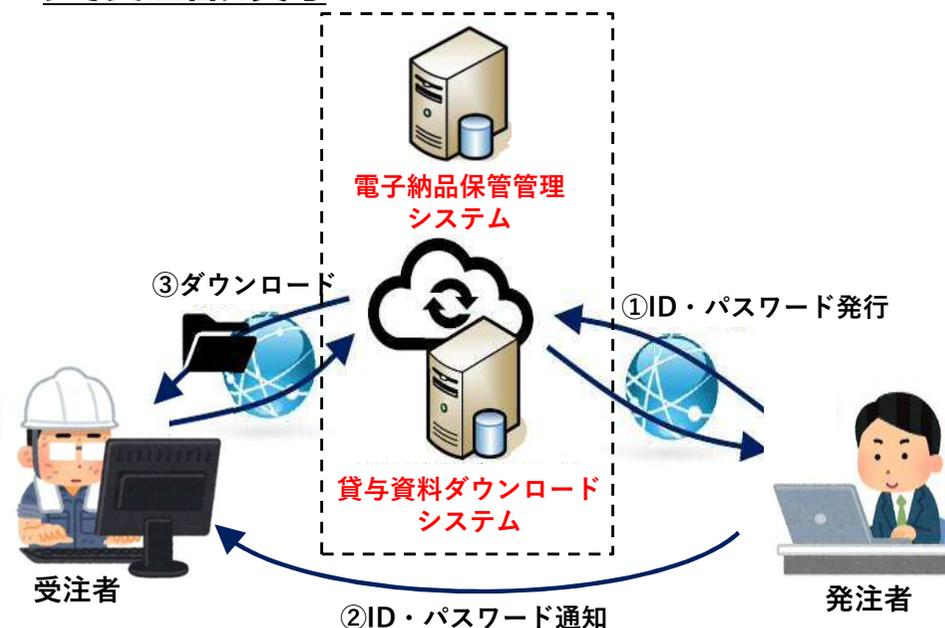
電子成果品を電子媒体(CD-R等)で受注者に貸与



- ・受注者が、受注案件に関連する電子成果品を借用する際、どのような成果が存在するかが分からない
- ・受注者に対し、電子成果を電子媒体(CD-R等)で貸与するため、時間を要する。

After

貸与資料ダウンロードシステムにより、電子成果品をオンラインで受注者に貸与



- ・受注者が、受注案件に関連する電子成果品をオンライン上で検索可能
- ・発注者の資料検索の手間がなくなり、効率性が向上
- ・受注者はインターネット経由で成果品をダウンロードすることができる。
- ・受注者の成果品借用のための移動時間・費用等削減

8. 宅地造成及び特定盛土等規制法について

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制 → 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」 ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

規制区域

- ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**

⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

規制対象

- ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

3. 責任の所在の明確化

管理責任

- ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**

監督処分

- ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

2. 盛土等の安全性の確保

許可基準

- ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

中間検査完了検査

- ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

4. 実効性のある罰則の措置

罰則

- ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

9. 首都圏広域地方計画について

【首都圏広域地方計画「基本的な考え方」概要】

(対象区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

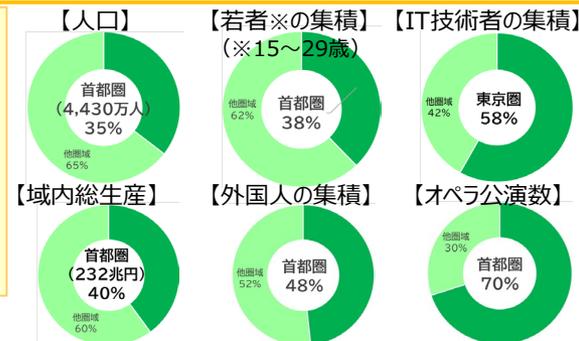
<現状と課題>

【3つの危機】

- 巨大自然災害
- 国際情勢の緊迫化に伴うエネルギー・食料確保
- 人口減少・高齢化、人手不足、人材の競争力低下

【首都圏の強み】

- 中枢機能、ゲートウェイ機能
- 人材(若者・子ども、外国人/DX・芸術)の集積
- 大河川、広大な平野、島嶼等の多様で豊かな自然環境が大都市に近接
- 充実した鉄道等の交通ネットワーク



【コロナ禍を経た変化】 ○東京圏でのテレワークの普及と暮らし方・働き方の変化の兆し

<将来像>

- ・テクノロジーを活用した、人間中心で誰一人取り残さない、「ゆたかな」地域
- ・「多様な空間」、「多様な人々の寛容・包摂的な共生」、「多様な選択肢」、自由な判断が尊重される地域
- ・若者・子どもや未来への投資、シニアの能力活用による世代間の公平性が確保される地域
- ・危機に対して「しなやか」な復元力を持つ持続可能な地域
- ・上質なリアルな空間が生活に「ゆたかさ」をもたらし、人間のリアルな交流が「新しい価値」を創出し続ける地域

<目標>

- I. 危機を好機として、施策の多機能化と連携によって首都圏をリニューアル
危機：(1)巨大災害リスクへの対応 (2)エネルギー・食料確保のリスクへの対応 (3)人口減少・高齢化リスクへの対応
【首都圏のリニューアル】
①「新技術・新エネルギーに対応できるインフラ」への更新 ②「人口が減少しても生産性が高く安心して暮らせる地域」
③「省資源・循環型・グリーン地域」への転換
- II. 首都圏の強みである上質で多様な資源を磨く

首都圏の人々がそれぞれの地域や場面で我が事として捉え、愛着や誇りをもって取り組む

- <戦略的視点> 1)デジタルの活用とリアルとの融合 2)人間の仕事の尊重、次世代の育成 3)課題を解決するグリーン
4)縮退・撤退を前提とした新陳代謝 5)国土全体の課題に先進的に取り組む

将来像 (しなやか、ゆたかさ、新しい価値の創出) を実現 国際競争力等で我が国を牽引する首都圏

項目	要望	回答	備考
《意見・要望》			
注1 量・地質 保調 査業 務の 安 定 的 な 発	<p>①引き続き分離発注の維持と、地質調査業務の「安定的な発注量の確保」をお願いいたします。</p> <p>令和4年度の地質調査は、発注件数67件、契約金額約17.5億円(当初契約・消費税抜)と前年に比べ金額ベースで約3割減少。 契約金額は、令和元年度と同程度となった。発注件数を見ると、道路関連の調査件数の減少が顕著。 地質調査業務と設計業務の分離発注が維持される中で、今後も地質リスク検討業務も含め、地質調査業務の安定的な発注量の確保をお願いいたします。</p>	<p>関東地方整備局では、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「個性を生かした地域づくり分散型国づくり」を3本柱として、令和5年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進めるための経費として、令和5年度直轄事業予算を確保しているところです。</p> <p>「分離発注の徹底」につきましては、入札・契約、総合評価の実施方針により業務区分に応じた分離発注を原則として実施しているところです。現在発注されている地質調査業務は、分離発注が徹底されていると認識しております。今後も引き続き推進して参ります。</p> <p>今後の関東地方整備局の事業を円滑に執行するため、令和6年度においても必要な予算を確保したうえで、地質調査等の業務を適時・適切に発注して参ります。</p>	
て生2 産・地 性質 向上 調 査 の 業 取 の 働 組 み 方 に 改 革 い	<p>①Web会議による打合せや遠隔臨場の更なる推進をお願いいたします。</p> <p>令和2年1月から猛威を奮った新型コロナウイルス感染との闘いの中、協会各社でもWeb(リモート)会議や在宅勤務を積極的に導入してきました。 これらの取組みは、内業や現場における作業効率の向上、ひいては生産性向上に繋がるものと期待されることから、ポストコロナ下でもWeb会議の利用頻度を高めていただくようお願いいたします。 遠隔臨場は、移動時間の短縮や立会の調整時間の削減が図られ、建設現場の働き方改革や生産性の向上に寄与することが期待されます。地質調査業務においても、移動時間・手待ち時間の短縮など受・発注者の業務効率化に貢献するものと考えます。 「品質確保」「人材育成(担い手確保)」「安全管理」などへの大きな効果が期待できますので、地質調査業務の特長を考慮した、遠隔臨場の更なる活用推進をお願いいたします。</p>	<p>WEB 会議システムの活用等、働き方改革及び生産性向上に関する取り組みについては、積極的に取り入れていくよう各事務所へ周知しており、引き続き対応して参ります。なお、本年4月1日以降に契約する全ての業務(測量、地質調査、設計業務等)を対象として、情報共有システム(ASP)を活用したオンライン電子納品を原則適用しており、受発注者双方の業務環境の改善による生産性向上に寄与するものと期待しております。</p> <p>関東地方整備局では、建設現場の遠隔臨場について実施しているところですが、地質調査業務においても、令和4年12月5日に「関東地方整備局における地質調査業務の遠隔臨場の試行要領」を定め、令和5年1月1日以降に入札契約手続きを開始する業務から適用しております。</p> <p>本試行は、検尺のほか、作業の進捗状況報告等を遠隔臨場にて実施することにより、インフラ分野のDXを推進し、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受発注者の働き方改革、生産性の向上を期待することを目的としているため、引き続き推進して参ります。</p>	<p>資料-1 P27-32</p> <p>資料-2 (参考資料) P2</p>
役3 割・ 強B 化I にM つ/ いC てI M 推 進 に お け る 地 質 調 査 業 の	<p>①建設事業各段階での地盤情報の取得・更新・分析・伝達を目的とした「3次元地質モデル」の最適化のために、施工段階や維持管理段階においても、BIM/CIM活用を主眼とした「地質調査業務」の発注をお願いいたします。</p> <p>②地盤情報の取得・更新・分析・伝達に関わる「地質調査業務」の発注方式としては、プロポーザルでの発注など、対象地域の地質・地盤調査に関わる専門的な技術力を重視した選定を採用していただくようお願いいたします。</p>	<p>BIM/CIMを活用した地質調査業務については、必要に応じて発注して参ります。 3次元モデルを活用する地質調査業務については、原則BIM/CIMを適用して発注しておりますが、建設事業で取り扱う情報をデジタル化し、受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設生産・管理システムの効率化を図る事を目指しています。地質調査業務についても、3次元モデルを活用しながら、事業の各段階で情報を追加し、BIM/CIMを活用して参ります。 発注方式につきましては、十分な競争性の確保、業務特性・内容、業務規模等を勘案のうえ、競争性(参加表明者数)が十分確保されるよう適切な設定に努めて参ります。</p> <p>河川関係では、現在、荒川調節池工事事務所において先導的に活用に取り組んでおり、過年度業務成果より取得したボーリング柱状図(555本)を電子化し、3次元地盤モデルを作成した上で、ホームページ上で一般にも公開しているところです。 今後も、先行事例を参考にしながら、必要に応じて地質調査業務におけるBIM/CIM活用に取り組んで参ります。</p> <p>地質調査業務におけるBIM/CIM活用については、設計・施工時における地質リスクの回避を目的とした3次元地盤モデルの作成や、設計・施工・管理段階において「情報の活用性向上」や、「事業の高度化・効率化」に繋がるよう、図面の一元化に取り組んで参ります。引き続き、地質調査業務におけるBIM/CIM活用を推進してまいります。</p>	<p>資料-2 (参考資料) P3-5</p> <p>資料-2 (参考資料) P6-7</p> <p>資料-2 (参考資料) P8-9</p>

項目	要 望	回 答	備考
<p>の業4 発務・ 注の地 に建質 つ設リ い事ス て業ク 各調 段査 階検 で討</p>	<p>①建設事業各段階における「地質リスク調査検討業務」の発注と施工段階における「発注者・設計業者・施工業者・地質調査業者による“四者会議”などの仕組みの構築」をお願いいたします。</p> <p>②道路事業のみならず、多岐事業分野への「地質リスク調査検討業務」の展開をお願いいたします。</p>	<p>関東地方整備局管内では、中部横断自動車道、諏訪バイパス等で事業の計画段階にて地質リスク調査を実施している事例があります。</p> <p>今後は、道路事業のみならず当該事業の目的に対する地質・地盤に関わる不確実性の影響により事業への影響が大きいと見込まれる場合は、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を参考にしながら、適切に業務を実施して参りますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>また、現在、発注者や土木設計業務等受注者が合同で行う現地踏査や、発注者、土木工事及び土木設計業務等受注者で実施する三者会議に地質技術者が参画する試行を行っており、地質調査で明らかになった地質に関する留意事項について、設計や施工に反映することで品質確保を図る取り組みを実施しております。</p>	<p>資料-2 (参考資料) P10-11</p>
<p>費5 用・ 計上 現場 条件 につ いて 見合 った 仮設 等の 適切 な</p>	<p>①業務で必要な仮設等(試掘・泥水処理・現場用仮設トイレ・その他)は、実施状況を踏まえ適切な費用計上をお願いいたします。</p> <p>国土交通省令和5年度重点的安全対策の中で、IV地下埋設物の損傷事故防止があげられており、地下埋設物の確認が一層求められています。</p> <p>その観点から地質調査各社は事前調査(地下埋設物の占用図面確認)並びに確実な試掘を実施し、事故防止に努めております。</p> <p>また、ボーリング作業時に排出される泥水やスライム等は産業廃棄物として適切に処理しているところですが、近年はその処理費が高騰しております。</p> <p>併せて、女性活躍推進に関連した職場環境の改善や衛生面での現場用仮設トイレの設置が必須で有り、費用計上は不可欠となっております。</p> <p>その他、騒音・防音対策、河川・港湾等の油漏れ対策、夏期作業における熱中症対策など、仮設関連全般の対応については十分な注意を払い確実に実施しています。</p> <p>つきましては、現場での実施状況を踏まえ適切な費用計上をお願いいたします。</p>	<p>試掘・泥水処理費の計上については、積算基準記載のとおり、必要な場合は別途計上することになっておりますので、適切に計上するよう周知して参ります。</p> <p>仮設トイレ、騒音・防音対策、油流出対策 及び 熱中症対策についても、現場条件により必要となる場合は「業務推進審査会」を活用し、適切な設計変更に努めて参ります。</p> <p>なお、これらの対策費について費用計上する場合は、見積による対応となります。</p>	
<p>析6 結・ 果高 の品 提質 出な に分 析 い・ て解</p>	<p>①サンプリングや原位置試験時の別孔(試験孔)を、全ての業務において発注段階から計上していただくようお願いいたします。</p> <p>ボーリングは、本孔で標準貫入試験を1m毎に実施し、N値・地層構成並びに地層特性等を把握します。その結果に基づき、目的に応じたサンプリングや孔内載荷試験等の原位置試験の適切な実施深度を設定します。</p> <p>すなわち、高品質な解析結果を提出するためには、サンプリングや原位置試験時の別孔は重要な作業手段となっております。</p> <p>近年、関東地方整備局発注案件においても、別孔を計上している業務が増えておりますが、是非とも、全ての業務において発注段階から別孔を計上して頂くようお願いいたします。</p>	<p>一般的に、別孔(試験孔)については、サンプリング箇所の標準貫入試験(N値)が必要とみられる場合に費用計上していると認識しております。引き続き適切な計上に努めて参ります。</p> <p>現場条件や土質条件等により、別途別孔(試験孔)の必要がある際には、受発注者双方の発議で開催可能な「業務推進審査会」を開催して、適切に契約変更を行うように努めて参ります。</p>	<p>資料-2 (参考資料) P12</p>
<p>の7 設・ 計最 変低 更制 に限 つ価 いて格 の引 き上 げ・ 新 規 工 種</p>	<p>①地質調査業務における最低制限価格の引き上げのご検討をお願いいたします。</p> <p>②設計変更時の新規工種に対しては、落札率によらない通常単価での設計変更をお願いいたします。</p> <p>令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、国土交通省は改正品確法を踏まえ、測量、調査及び設計(業務)の新全国統一指標を掲げましたが、その一つが低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定(ダンピング対策)です。</p> <p>発注者は中長期的な担い手育成・確保のために適切な利潤が得られる予定価格の設定、受注者は技能労働者の適切な賃金水準確保や女性も働きやすい現場環境整備等の対応が求められています。</p> <p>つきましては、受注者にとって適切な利益が担保されるよう、「最低制限価格引き上げ」の検討をお願いいたします。</p> <p>また、設計変更時の新規工種に対しては、落札率によらない通常単価にて設計変更をして頂くようお願いいたします。</p>	<p>ご存じのとおり、国土交通省が発注する業務における低入札価格調査基準の計算式においては、最近の諸経費動向調査の結果を基に、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮し、(令和元年度に諸経費を0.45から0.48に)引き上げを行ったところです。</p> <p>引き続き、諸経費動向調査を通じて必要な経費の実態等を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお願い致します。</p> <p>「調査基準価格の設計変更時の新規工種に対する落札率によらない通常単価での設計変更」の要望があったことについては本省へ伝えてまいります。</p>	

資料－2（参考資料）

コロナ対策基本的対処方針の廃止により、WEBを活用した直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、働き方改革及び生産性向上に関する取り組みとして、引き続き積極的に取り入れていくこととされています。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について（令和2年2月28日 大臣官房）

～抜粋～

直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用する等、受発注者間で協議の上、適切に対応。

なお、やむを得ず従来どおり対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底。



- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止を踏まえた対応について（周知）（令和5年5月8日 大臣官房）

～抜粋～

これまでの間、当室より通知してきた新型コロナウイルス感染症対策に関する事務連絡について、本事務連絡をもって廃止することとしましたので、適切な対応をお願いします。

なお、遠隔臨場やWEB会議システムの活用等、働き方改革及び生産性向上に関する取り組みについては、引き続き積極的に取り入れていくようお願いします。

関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ

☞事業の初期段階からBIM/CIMを活用することで、受発注者双方の業務効率化・高度化が図られることから、**下記BIM/CIM活用対象事業等では、事業の上流に位置する測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用を行うことを原則**とする。

測量・地質調査

【作成するBIM/CIMモデル】

- ・地形モデル、地質・土質モデル

【BIM/CIMモデル作成方法】

- ・3次元測量(各種)

【BIM/CIMモデル活用事例】

- ・地盤改良範囲の確認
- ・地下水面の位置関係確認

【BIM/CIM活用対象】

【河川事業】※1

- ・河川定期縦横断測量

【道路事業】※2

- ・大規模構造物等事業
- ・新規事業化する事業
- ・管理系事業の一部

予備・詳細設計

【作成するBIM/CIMモデル】

- ・構造物モデル、線型モデル、土工形状モデル
(地形モデル、地質・土質モデル)

【BIM/CIMモデル活用事例】

- ・配置計画比較検討、景観検討
- ・住民説明、関係機関協議

統合モデル

測量・地質調査段階からBIM/CIMモデルを導入し、その後の設計・施工・維持管理の各段階においても、情報を充実させながら活用
※「BIM/CIMモデル作成事前協議・引継書シート」によるBIM/CIMモデルへの情報の追加・更新を実施

施工

【追加するBIM/CIMデータ】

- ・起工測量結果
- ・設計変更によるモデル修正(配筋詳細、現地取付等)
- ・施工情報等の属性情報の付与(施工位置、試験データ、出来形・品質、数量等)

【BIM/CIMモデル活用事例】

- ・設計図書の照査
- ・施工計画立案(4D[時間軸]、5D[コスト])
- ・住民説明、関係機関協議
- ・仮想現実(VR)等を活用した実施模擬体験による安全管理

【BIM/CIMモデル活用方法】

- ・ICT建機による施工(ICT活用工事実施要領・積算要領(案))
- ・施工管理(3次元出来形計測を用いた出来形管理要領(案))
- ・監督・検査(3次元出来形計測を用いた出来形管理の監督・検査要領(案))
- ・成果品納品(BIM/CIMモデル等電子納品要領(案))

維持・管理

【追加するBIM/CIMデータ・活用効果】

- ・構造物点検結果等の属性情報付与→視覚化
- ・3次元モデルの重ね合わせ→維持管理の高度化
- ・データ一元管理→資料検索の効率化

3Dモデル

大規模補修、
改築等

属性情報

【参照資料】※1 河川事業：三次元河川管内図の整備について(令和3年2月10日付け事務連絡)

※2 道路事業：BIM/CIM活用業務・工事の推進(対象工種の拡大)について(令和4年3月24日付け事務連絡)

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与（電子納品保管管理システムの利用）

(記載例) ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1〇〇詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1〇〇詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28〇〇地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用してしています。
道路中心線	「H28〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2〇〇河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、**最新の情報を明確にする**。
- 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、**検討経緯、資料の新旧等に留意**して説明する。

(参考) 電子納品保管管理システムの利用(R4.11から受注者利用開始)

受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可

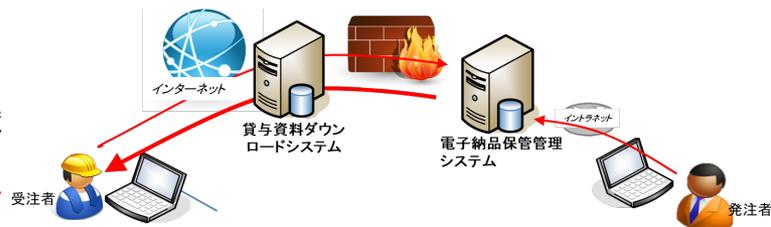
これまで

これから

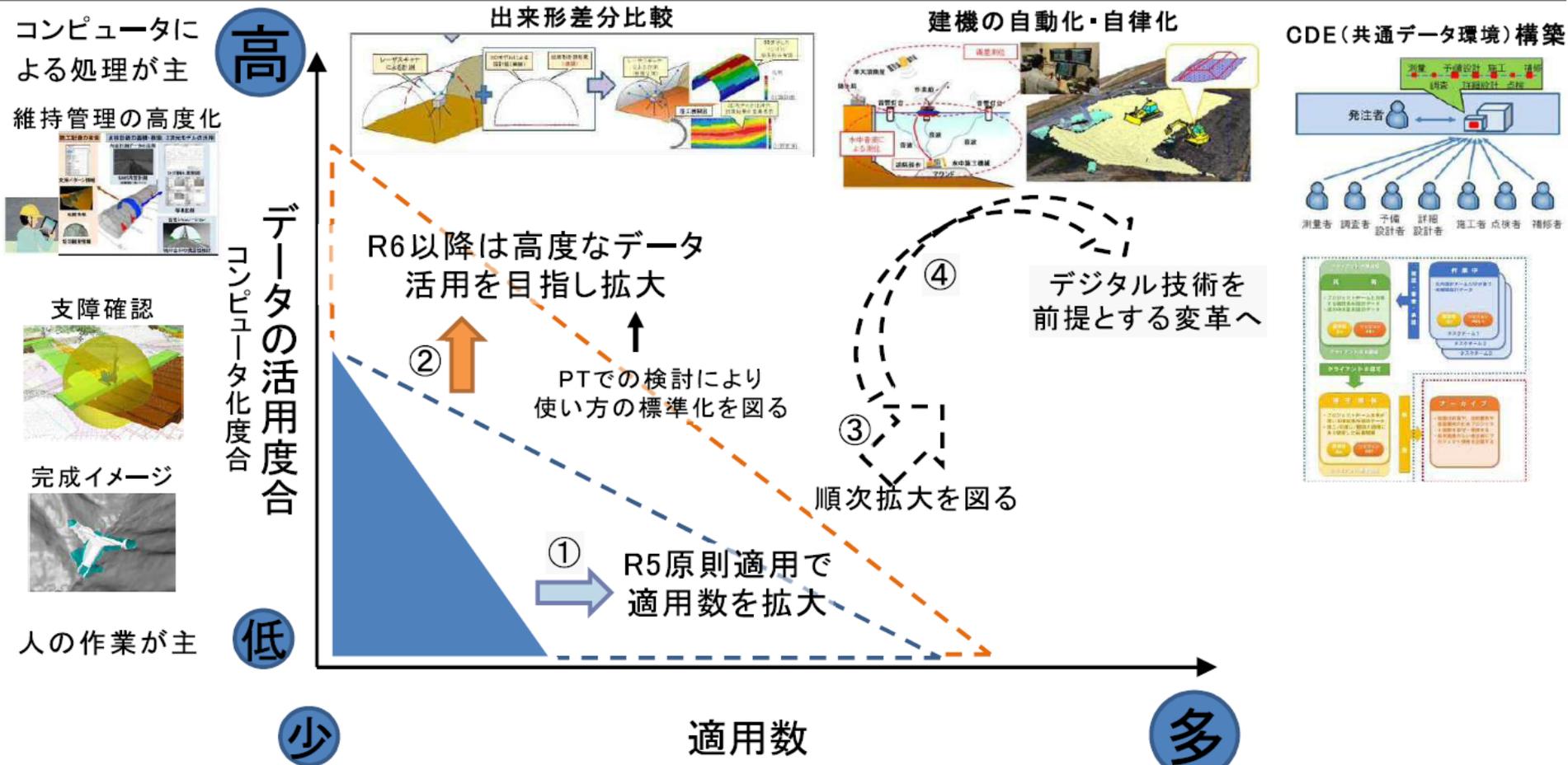
- CD等による受け渡し
 - 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
 - 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも



- インターネットによる受け渡し
 - 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
 - **受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ**

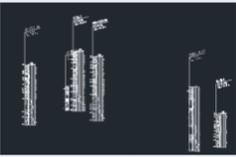
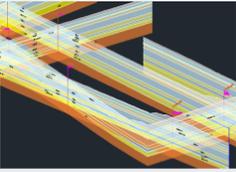
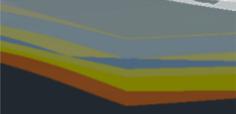


- 令和5年度からのBIM/CIM原則適用により、中小規模の企業を含め裾野を拡大
- 令和6年度からのより高度なデータ活用に向けた検討を今後実施し、建設生産・管理システムの効率化を図る
- 紙を前提とする制度からデジタル技術を前提とする効率的な制度への変革を目指す



- 過年度業務成果より取得したボーリング柱状図(555本)を電子化し、準3次元地盤モデル及び3次元地盤モデル(ソリッドモデル・サーフェスモデル)を令和4年3月に作成
- 3次元地盤モデルは、荒川調節池工事事務所のホームページで公開しており、誰でも閲覧が可能

地質・土質モデルの公開状況 (荒川調節池工事事務所HPより)

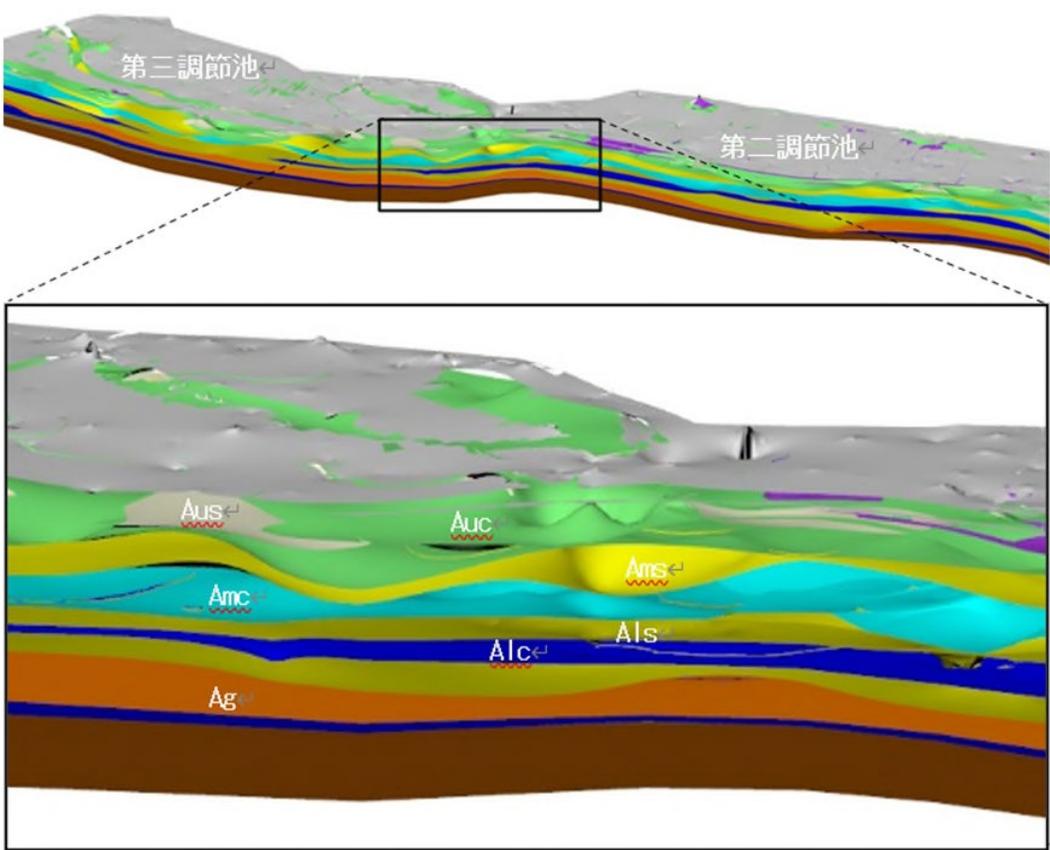
データ名	容量	ファイルイメージ	閲覧ソフト例
0201_araike地質・土質モデル v1.1.dwg.zip	約 230MB	 <p>(ボーリングモデル)</p>  <p>(準3次元地盤モデル)</p>  <p>(3次元地盤モデル:サーフェス)</p>	Autodesk Civil3D (有料ソフト)

- HPで公開中のモデル
- ・統合モデル
 - ・構造物モデル
 - ・地形モデル
 - ・地質・土質モデル
 - ボーリングモデル
 - 準3次元地盤モデル
 - 3次元地盤モデル:サーフェス
 - ・線形・土工モデル

閲覧数: 21,306回
DL数: 5,791回
(R5.8月末時点)

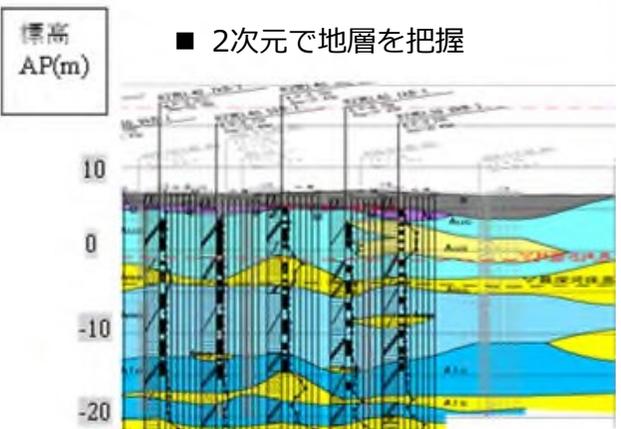
【3次元地盤モデル (サーフェスモデル)】

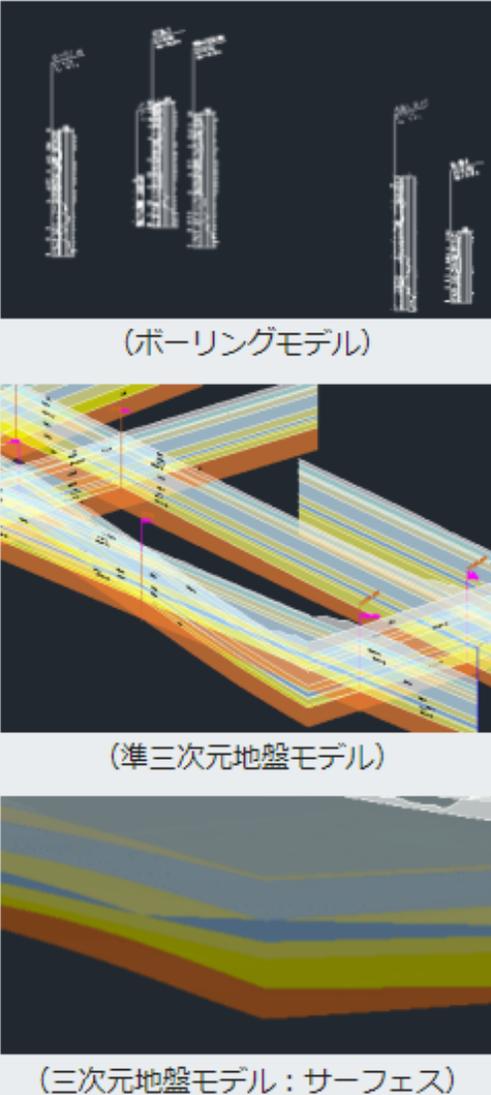
■ 地層を面的に把握可能



【従来】

■ 2次元で地層を把握



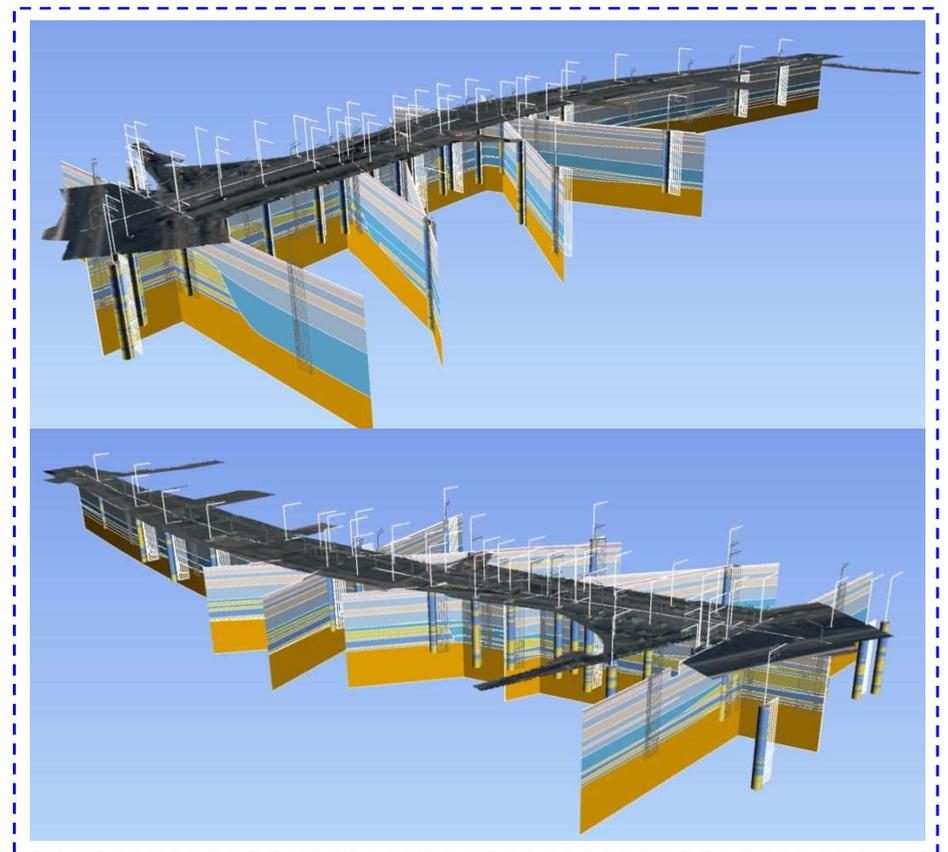
データ名	容量	ファイルイメージ	閲覧ソフト例	ファイルの説明
<p>0201_araike地質・土質モデル v1.1.dwg.zip</p>	<p>約 230MB</p>	 <p>(ボーリングモデル)</p> <p>(準三次元地盤モデル)</p> <p>(三次元地盤モデル：サーフェス)</p>	<p>Autodesk Civil3D (有料 ソフト)</p>	<p>地質調査結果を基に作成された以下のモデルを含んでいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ボーリングモデル (調査結果) 既往の地質調査業務の調査結果であるボーリング柱状図を、孔口の座標値・標高値、掘進角度、方位から3次元空間上に配置・表現したものの。 ② 準三次元地盤モデル 既往の地質調査業務で作成された地質断面図を各ボーリング孔口の位置座標を基に3次元空間に配置したものの。 ③ 三次元地盤モデル：サーフェス ボーリング調査等によって得られる地層の境界面を表現したものの。 <p>(利用にあたっての留意事項)</p> <p>※ ボーリング等から直接的な情報が得られていない範囲は、地質学的な解釈 (コンター、断面図) や数学的・統計的な計算結果による推定であるため、不確実性を伴うので利用に際しては注意してください。</p>

2. 業務：i-Constructionへの取組み（BIM/CIM活用）

業務名	R2国道4号東埼玉道路 地質調査(その1)業務
業者名	日本工営(株)
発注者	国土交通省 北首都国道事務所
工期	2021年5月25日～2022年3月31日
活用区分	受注者希望型

【業務概要】

ボーリング調査(9箇所)、原位置試験、サンプリング、
室内土質試験、土壌分析試験
三次元地盤モデルの構築(L=1km)
三次元地盤モデルの統合(L=10km)



●三次元地盤モデルは、地質構成を三次元空間に配置・可視化し、構造物と地質構成等の位置関係の立体的な把握が可能となることで、関係者間での調査成果に対するイメージ、地質リスク等の共有を容易にし、設計・施工時のリスクの抽出の機会を高めることを目的として構築・統合した。なお、複数業務(その1～その7)成果を統合することで、事業区間全体の地質構成を容易に把握することが可能となり、設計業務の効率化・高度化に活用展開している。

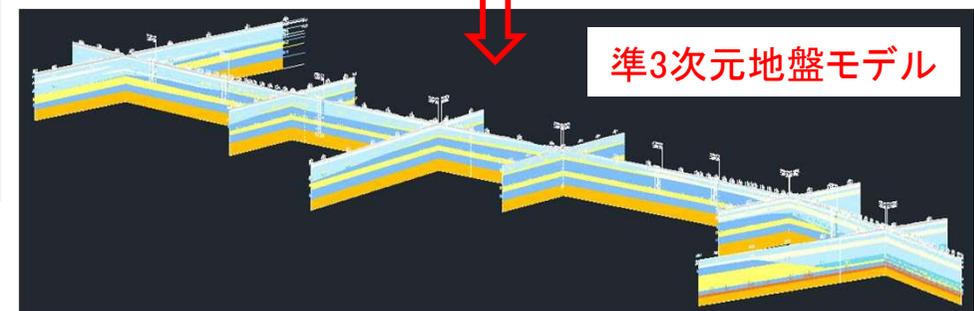
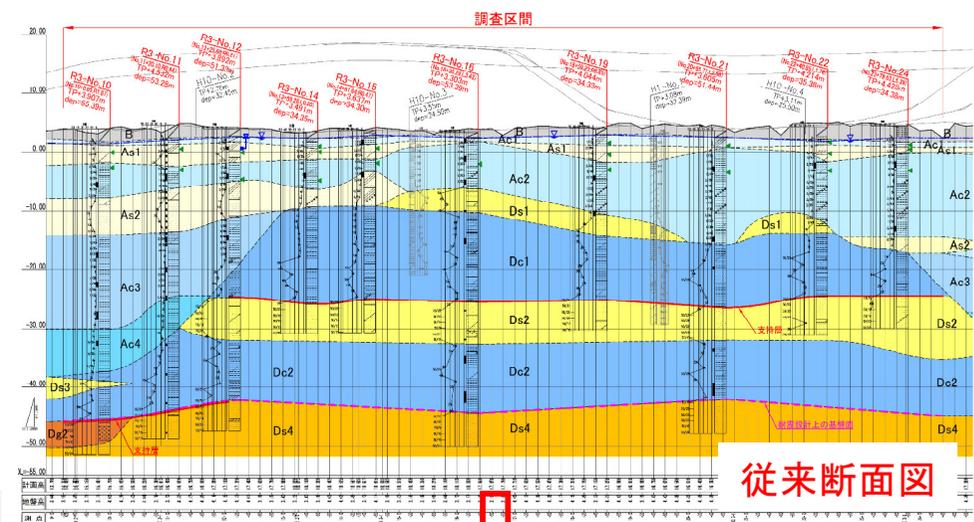
- ①支持層出現深度の傾斜・不陸状況
- ②液状化が懸念される土層の分布状況
- ③圧密沈下が懸念される軟弱粘性土層の分布状況 等

2. 業務：i-Constructionへの取組み（BIM/CIM活用）

業務名	R2国道4号東埼玉道路 地質調査(その2)業務
業者名	サンコーコンサルタント(株)
発注者	国土交通省 北首都国道事務所
工期	2021年5月20日～2022年3月18日
活用区分	受注者希望型

【業務概要】

- ・機械ボーリング：10孔 延597m(別孔含む)
- ・2次元微動探査：6測線 計465点
- ・サンプリング：10孔 計30本
- ・BIM/CIM作成：延長1,500m



BIM/CIMモデル化による地質構造(縦・横断方向)の明確化

- 後工程(設計・施工・管理段階)での「図面の一元化」、「地質・土質上の課題の明確化」、「各種作業の効率化」を図る目的で、橋梁計画区間の基礎地盤(地質・土質)を対象に、BIM/CIMモデル(準3次元地盤モデル)を作成した。
- BIM/CIMモデル作成では、後工程での活用を前提とした「異なるソフトウェア間での互換性」や「属性情報の付与」等を行い、本業務成果が後続段階において「情報の活用性向上」や「事業の高度化・効率化」に繋がるよう対応した。
- 調査地には、沖積層(軟弱粘性土と緩い砂質土)とその下位に洪積層が埋没段丘を呈して分布しており、計画路線の起・終点側では沖積層が洪積層を厚く被覆し、起点側の横断方向についても地下構造は埋没段丘状を呈している。これら地質・土質上の課題は、3次元化(縦・横断方向の立体化)によってその構造認識がより明確となった。

1. 目的

- ・発注者と土木設計業務等受注者が合同で行う現地踏査や、発注者、土木工事及び土木設計業務等受注者で実施する三者会議に地質技術者が参画する試行を行う。
- ・地質調査で明らかになった地質に関する留意事項について、設計や施工に反映することで品質確保を図る。

平成29年度より

【地質技術者の参画のイメージ】



地質調査業務
(通常の調査)

地質業者

合同現地
調査
(会議)

OR

三者
会議

設計図及び地質調査報告書等から判断される
施工時の留意点等について、具体的なリスク等
の説明

発注図及び地質調査報告書等から判断される
設計時の留意点等について、具体的なリスク等
の説明

合同現地踏査及び三者会議の協議結果により、例えば、地質の不安材料(地質の残存リスク)が多いと判断される場合には、「地質リスク調査検討」や追加地質調査を行い、設計や施工に反映する。

※事前に地質リスクの検討を行うことにより、事業費の縮減が期待出来る箇所等の場合は、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を参考にしながら、対処することも検討。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000681.html

【地質技術者の参加による効果の例】

現行における潜在的リスク	対策場面	効果
支持層の不陸による杭基礎の打設深度不足	合同現地踏査(会議)	具体的な箇所の必要打設深度の共有
埋没した旧河道の脆弱な地質による破堤	合同現地踏査(会議)(現場)	対策箇所の優先順位
土被りの地質・層厚・強度などの不連続性や破碎帯の存在などによるトンネルの崩壊や異常出水	合同現地踏査(会議) 三者会議	工法選定、施工中の予防保全策の共有
未確認のすべり面の存在や豪雨・豪雪による地下水位の変動による斜面・切土のすべり破壊、崩壊	合同現地踏査(会議)(現場) 三者会議	施工手順や速度調整、地盤や地下水位の挙動(モニタリング)等の共有
ずりの重金属問題	合同現地踏査(会議) 三者会議	路線選定、ずりの処理量・処理方法、盛土場設計の工法選定などの共有
地下水の水質に起因するコンクリート基礎の腐食	合同現地踏査(会議)	工法・材料の選定の共有
予期せぬ砂層などの存在による地下水位低下工法の機能不全	合同現地踏査(会議)	工法選定の共有

業務推進審査会の設置

業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化したものの。

平成28年度より

業務推進審査会の概要

【出席者】

発注者	受注者
<ul style="list-style-type: none"> ● (技)副所長 ● 発注担当課長 ● 主任調査員 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理技術者 ● 照査技術者 等

【審査項目】

- ◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の変更
- ◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処 など

【実施時期】

- ◆ 受注者からの開催要請時
- ◆ 発注者発議の契約変更時 等

ホームページにも掲載しています：

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html>

変更項目の例

- 事業計画変更に伴う業務範囲の追加・拡大
- 第三者(外部)に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

業務推進審査会後に、指示書を発出する場合は、工事に倣い、「業務内容」「概算変更額」を記載するように努めて下さい。

- ◆ 適切な変更契約の実施
(増額、履行期限延伸等)
- ◆ 受発注者間の意思表示の明確化
→手戻りの防止、受発注者双方の認識共有
- ◆ 業務量の縮減
- ◆ 繰越等の円滑化